

(案)

第5次 流山市障害者計画

(平成27年度～平成32年度)

第4期 流山市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

[共に生き、共に築く、私たちのまち一流山]

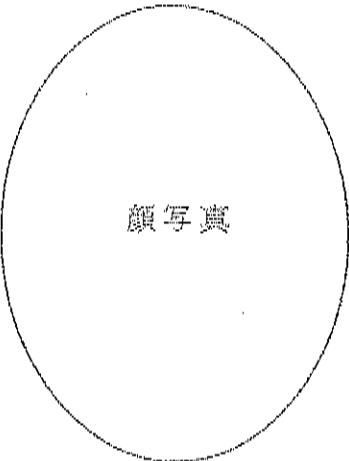
画像を入れる

平成27年3月

流 山 市

(策)

はじめに



顔写真

平成 27 年 3 月

流山市長 井崎 義治

一目 次

第5次 流山市障害者計画

第1編 総論 計画の策定

第1章 計画策定の背景と趣旨

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 3 |
| 3 | 計画の性格と位置付け | 4 |

第2章 流山市における障害者の状況

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 身体障害者の状況 | 5 |
| 2 | 知的障害者の状況 | 9 |
| 3 | 精神障害者の状況 | 11 |
| 4 | 人口と障害者手帳所持者の推計 | 13 |

第3章 障害者福祉施策の現状と課題

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 施策分野の評価と主な意見 | 14 |
| 2 | 移動手段の利用状況 | 18 |
| 3 | 住宅環境の状況 | 19 |
| 4 | 特別な支援を要する児童・生徒の状況 | 18 |
| 5 | 流山市の今後取り組むべき主な課題とポイント | 22 |
| 6 | 心身障害者福祉費の推移と推計 | 24 |
| 7 | 障害福祉サービスに対する財源の重要性 | 26 |

第4章 計画の目標

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 27 |
| 2 | 計画の基本方針 | 28 |
| 3 | 施策分野と主要課題（施策体系） | 31 |
| 4 | 主要課題の推進 | 32 |
| 5 | 計画の推進 | 35 |

第2編 各論 施策の展開

第1章 啓発・広報の充実

| | |
|-----------|----|
| 1 啓発活動の充実 | 39 |
| 2 交流機会の拡充 | 41 |
| 3 広報活動の充実 | 43 |
| 4 福祉教育の推進 | 45 |
| 5 地域福祉の促進 | 46 |

第2章 生活支援サービスの充実

| | |
|----------------|----|
| 1 相談支援体制充実 | 47 |
| 2 権利擁護の推進 | 49 |
| 3 文化・スポーツ活動の推進 | 51 |
| 4 在宅福祉サービスの充実 | 52 |
| 5 居住の場の充実 | 53 |

第3章 生活環境の整備

| | |
|--------------------|----|
| 1 道路・交通のバリアフリー化の促進 | 55 |
| 2 公共施設のバリアフリー化の促進 | 56 |
| 3 防災・防犯対策の推進 | 57 |

第4章 子育て・教育の充実

| | |
|---------------|----|
| 1 保育・就学前教育の充実 | 58 |
| 2 学校教育の充実 | 60 |

第5章 就労支援・雇用の促進

| | |
|-------------|----|
| 1 就労支援から雇用へ | 62 |
|-------------|----|

第6章 保健・医療の充実

| | |
|------------|----|
| 1 健康づくりの推進 | 64 |
|------------|----|

第7章 情報・コミュニケーションの推進

| | |
|----------------|----|
| 1 情報バリアフリー化の推進 | 65 |
| 2 コミュニケーションの充実 | 66 |

第5次 流山市障害者計画

第1編 総論

計画の策定

画像を入れる

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の障害者施策について

障害者基本法第1条に規定により、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

平成25年度から平成29年度の第3次障害者基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者は必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。

障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、政府は、障害者基本法第3条から第5条に規定される基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

また、平成27年度から平成29年度までの国第4期障害福祉計画の基本指針が示されており、新たにP D C Aサイクルの導入や地域生活支援拠点等の整備、障害児支援体制の整備が打ち出されています。

(2) 千葉県の障害者計画について

第五次千葉県障害者計画については、平成21年1月に策定した「都道府県障害者計画「第四次千葉県障害者計画」（平成21年度～平成26年度）に引き続き、平成27年度から平成29年度までの3か年計画として、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るために、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象とした計画として策定します。

また、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉計画（＝障害福祉サービス量を定めた計画の第4期計画）を包含する計画として策定します。

(3) 流山市の障害者計画について

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法（平成25年度より障害者総合支援法）に基づく障害福祉計画の計画期間を合せるため、流山市障害者支援計画（平成17年度～平成21年度）の終期を待たずに、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画とした経緯があります。

第5次流山市障害者計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年間とし、第5次流山市障害者計画と一体的に取り組む、障害者総合支援法に基づくサービス量を見込む障害福祉計画については、第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）、第5期障害福祉計画（平成30年度から平成32年度）の2期に分けて策定することとしました。

第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実に行うため、第5次障害者計画と一体的に推進していきます。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年間です。なお、第4期障害福祉計画は平成27年度から平成29年度の3か年間です。また、年度ごとに計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、障害福祉計画の第5期が始まる平成30年度までには計画の見直しを行います。

*障害者計画・障害福祉計画の計画期間

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 | H32 年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 流山市障害者 計画 | 第四次 計画 | | | | 第5次計画 | | |
| 流山市障害福 祉計画 | 第3期 計画 | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | |

画像を入れる

3 計画の性格と位置付け

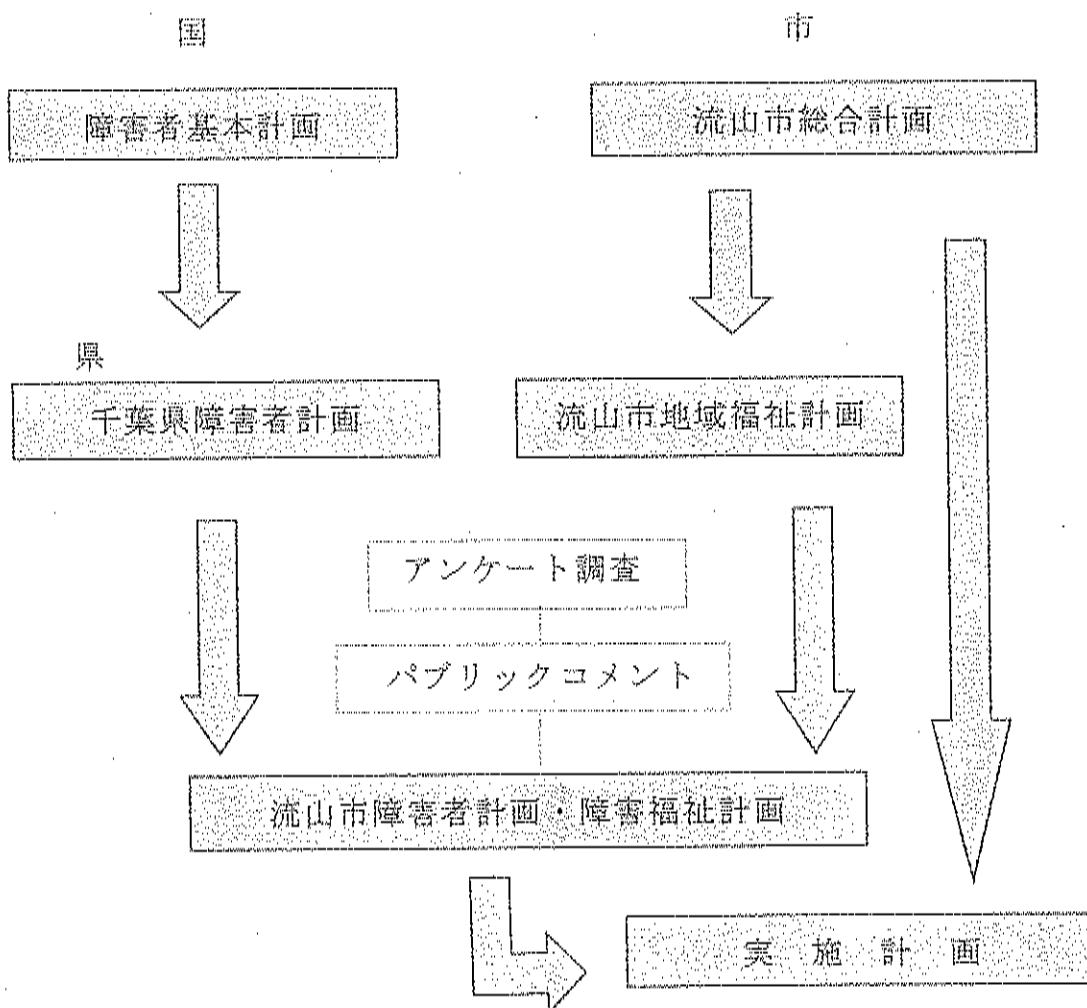
この計画は、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けます。

このため、国の「障害者基本計画」、県の「障害者計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は、平成12年度から新たにスタートした「流山市総合計画」（基本構想・後期基本計画）の部門計画として位置付けるとともに、総合計画に基づく実施計画や各年度の予算編成にあたっては、本計画と整合が図れるよう努めます。

なお、計画の策定に当たっては、多くの障害者等の声を反映させるため、アンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

【計画の位置付け】



第2章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況

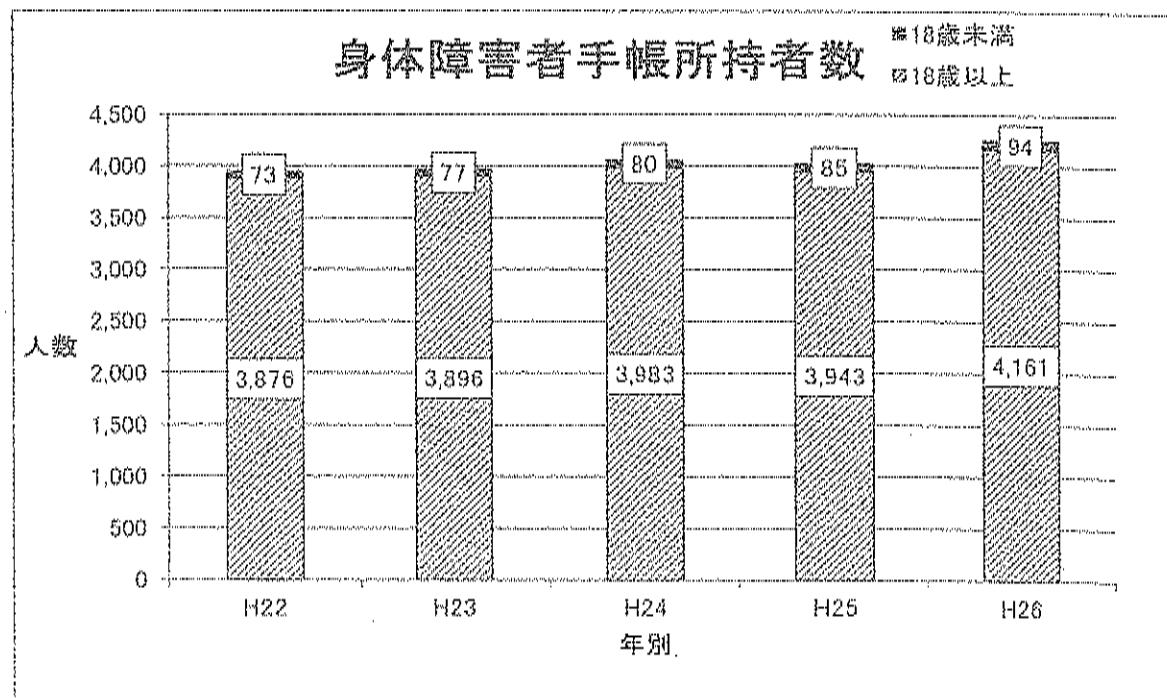
(1) 身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは、上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓等に障害があるために日常生活が著しく制限を受けている方が対象となります。

身体障害者手帳の申請は市町村が行い、千葉県が医師の意見書を基に審査会を経て1級から6級の手帳が交付されます。

(2) 身体障害者手帳所持者数

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満が94人、18歳以上が4,161人で合計4,255人となっており、年間で227人増えています。



※各年の3月末現在の人数による。

人口に対する身体障害者の割合

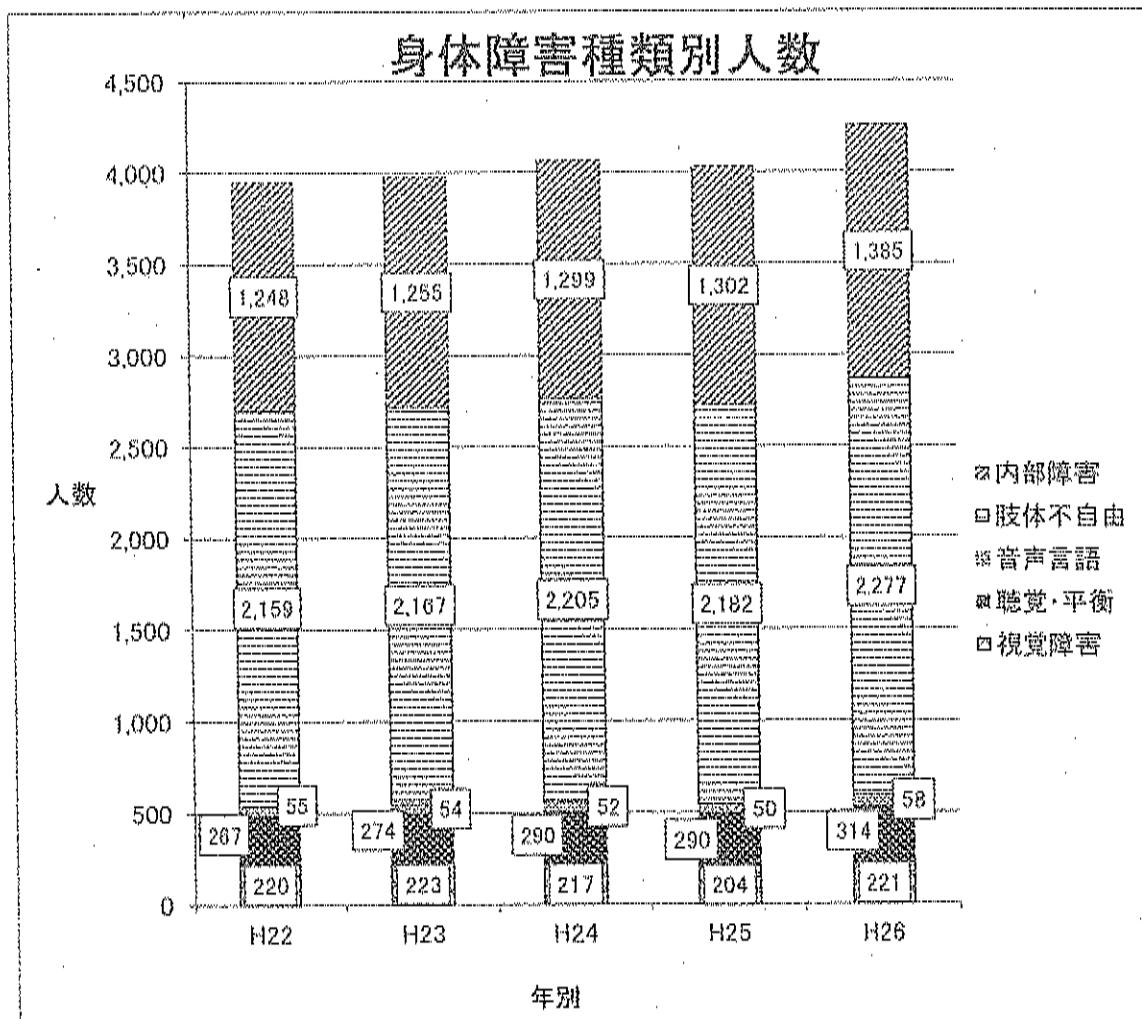
| 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3,949人 | 3,973人 | 4,063人 | 4,028人 | 4,255人 |
| 2.43% | 2.40% | 2.44% | 2.40% | 2.50% |

(3) 障害種類別状況

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種類別についてみると、肢体不自由者が2,277人で53.5%を占めており、前年比95人増加しています。内部障害者は1,385人、32.5%で第2位を占めており対前年比83人の増加で、両障害の人数の増加が顕著です。

生活習慣病や事故、老化による衰えなどにより障害者が増加していることがうかがえます。

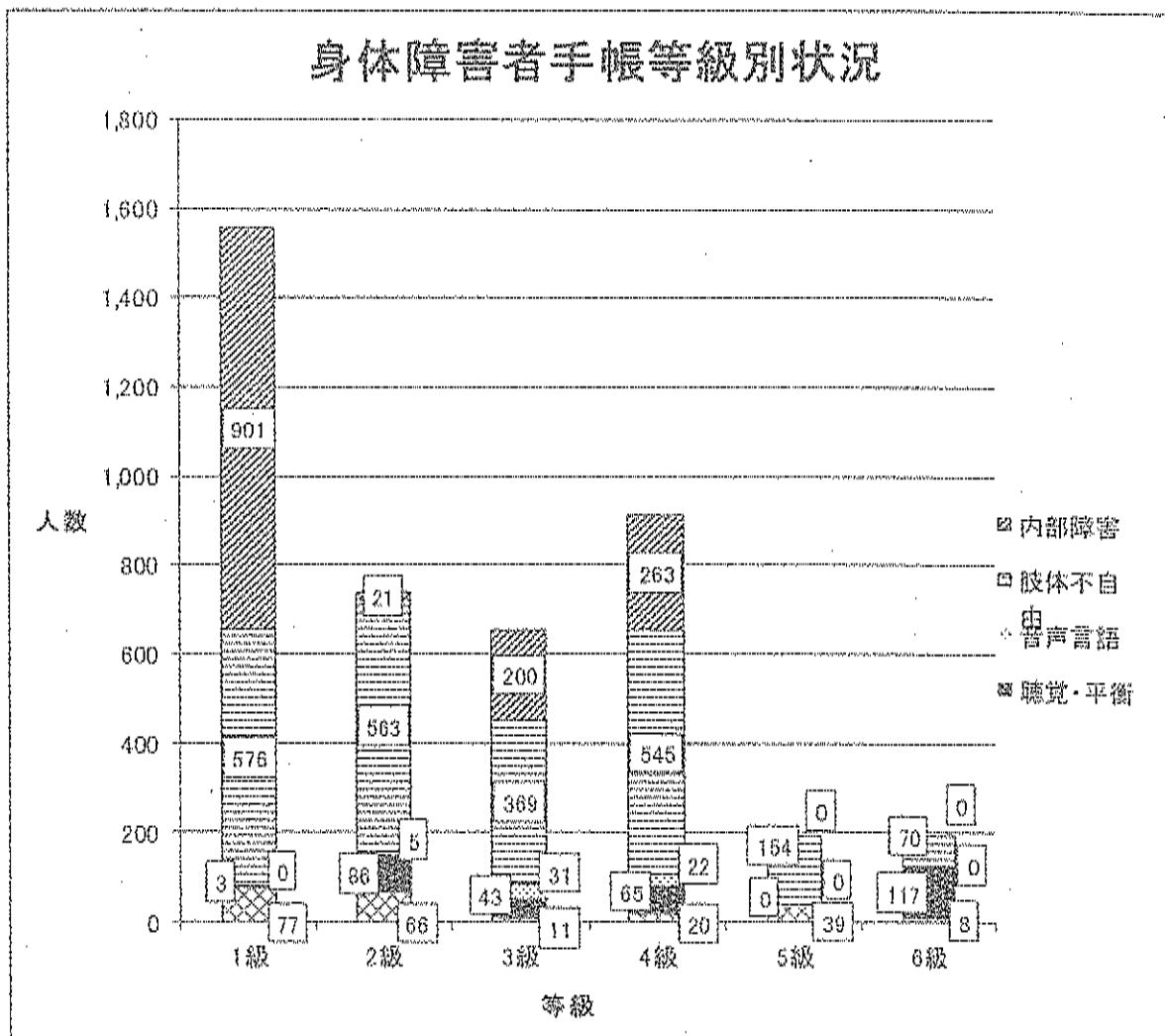
その他の音声言語機能、聴覚平衡機能、視覚機能障害者については微増となっています。



※ 各年の3月末現在の人数による。

(3) 種類別等級別状況

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,557人、2級が741人で合計2,318人となっており、全体の54.5%を占めています。また、障害を種類別に見てみると、1級・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部機能障害者が占めています。



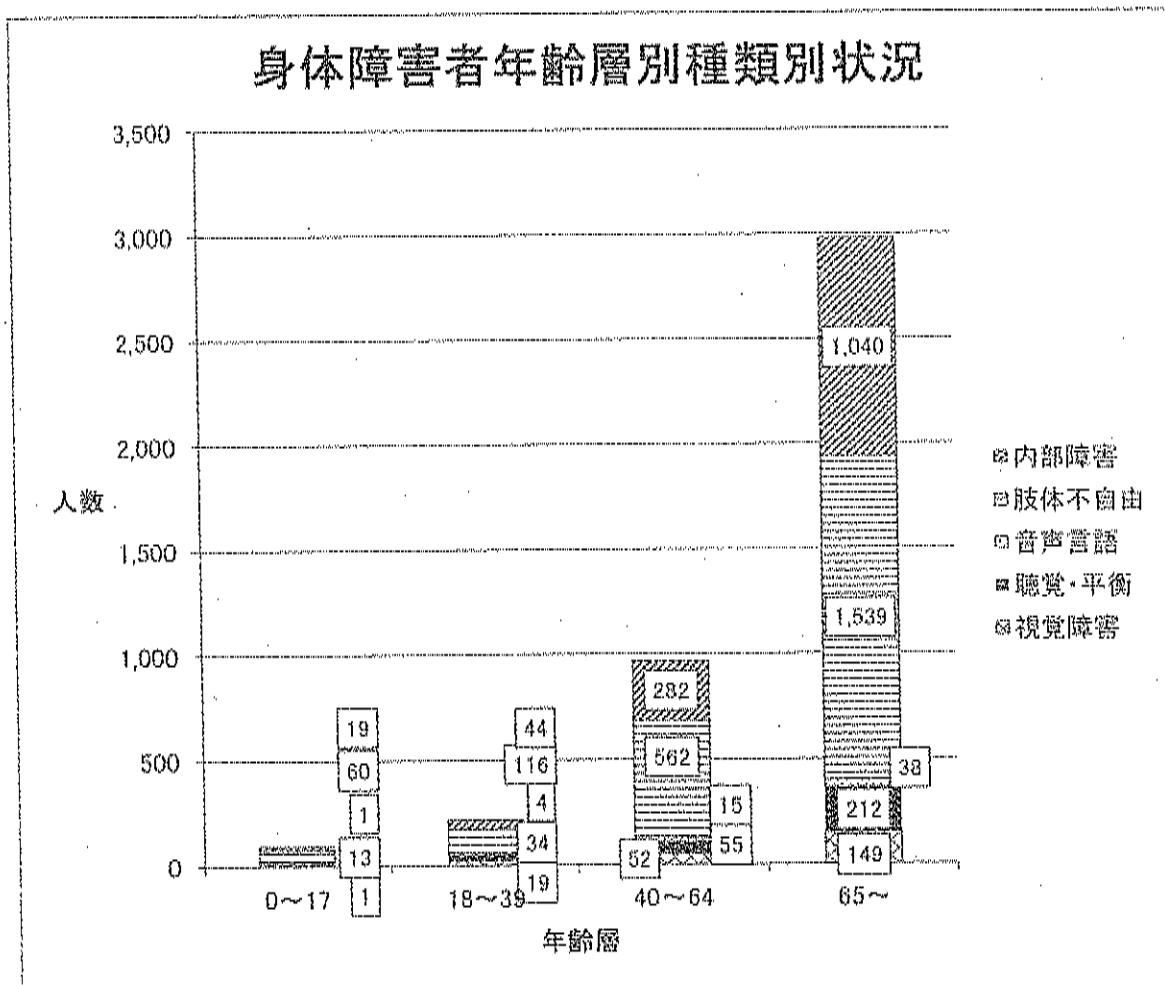
※施設の入所状況

平成26年3月末現在の状況は、生活介護25人、療養介護6人、施設入所支援22人となっています。

(4) 年齢階層別状況

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、70.0%となっており、平成23年3月末現在の67.5%に比べ2.5%の伸びがみられます。

また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、65歳以上が最も高く約13人に1人の高齢者が身体障害者となっています。



年齢層人口に対する身体障害者の割合

| 0～17歳 | 18～39歳 | 40歳～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|---------|-------|
| 0.33% | 0.46% | 1.73% | 7.55% |

2 知的障害者の状況

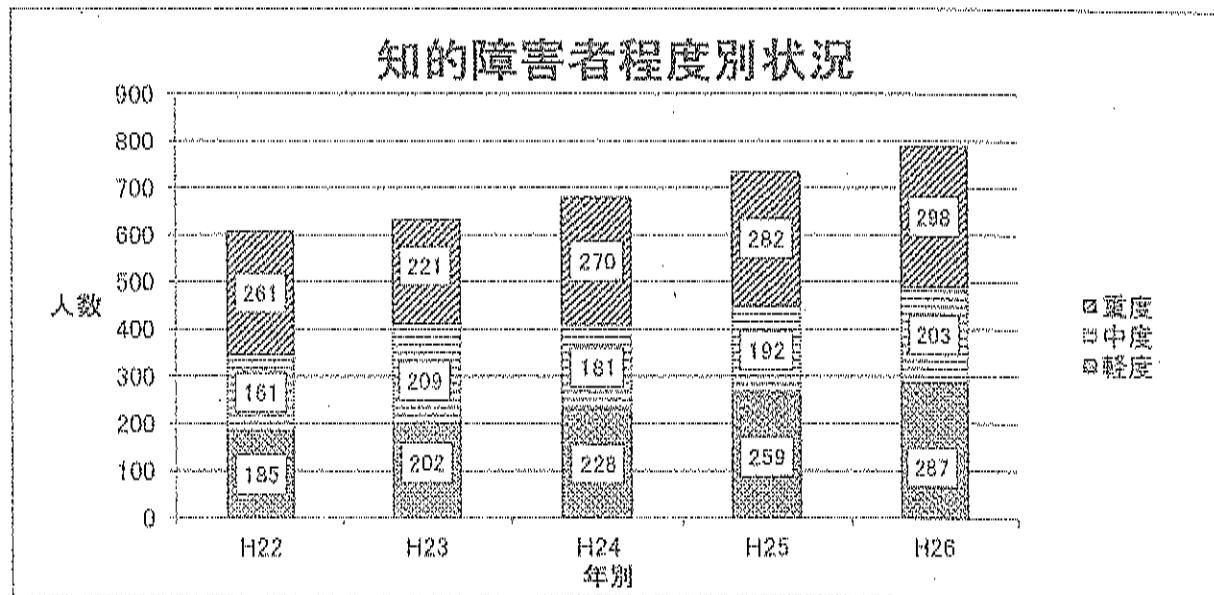
(1) 療育手帳(知的障害者手帳)について

知的障害とは、おおむね18歳未満知能指数が一定以下で日常生活に支障をきたしている方が対象となります。その判定は千葉県の児童相談所(18歳未満)および障害者相談センター(18歳以上)が行っており、重度(Ⓐ、Aの1、Aの2)、中度(Bの1)、軽度(Bの2)に判定され千葉県が交付します。

(2) 療育手帳所持者数

平成26年3月末現在の療育手帳所持者数は788人となっており、前年に比べ55人の増加となりました。

年齢層については、6歳未満の方が4.2%、6歳から18歳未満の方が29.2%、18歳以上の方が66.6%を占めています。



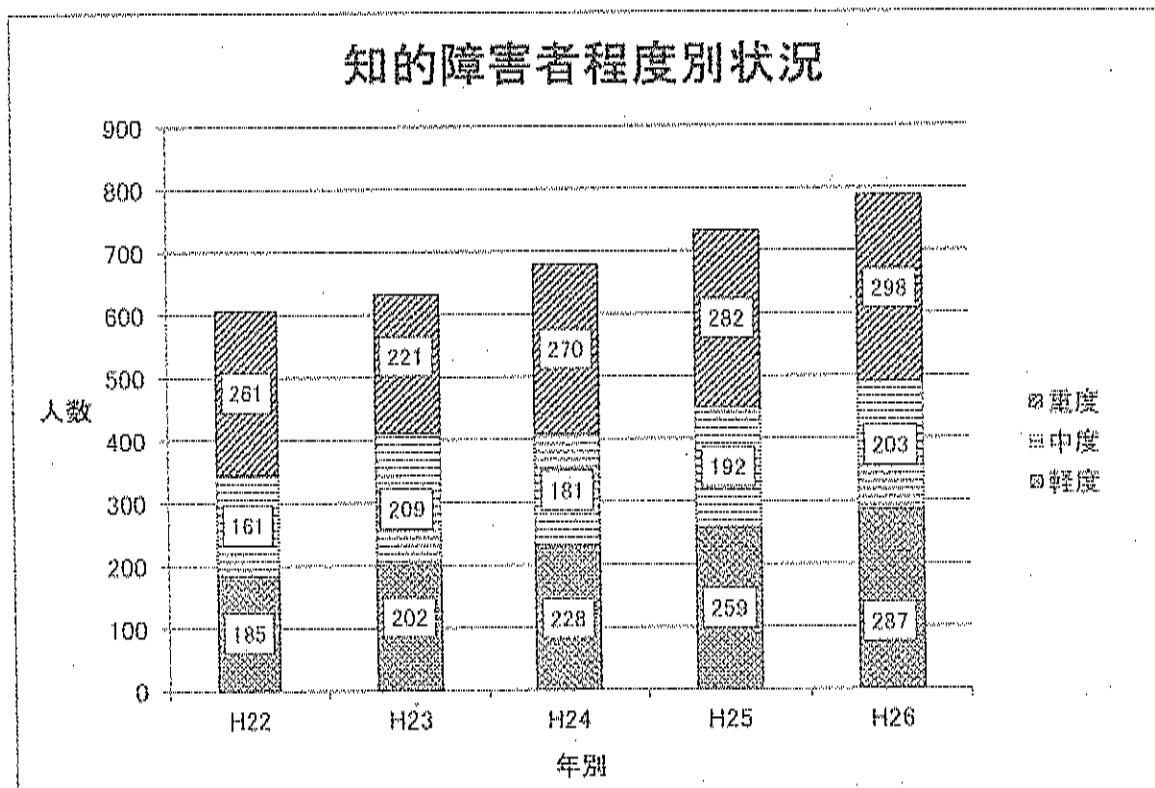
※各年の3月末現在の人数による。

年齢層別割合

| 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|-------|-------|-------|
| 6歳未満 | 5.9% | 5.9% | 4.2% |
| 6歳～17歳 | 26.5% | 28.5% | 29.2% |
| 18歳以上 | 67.6% | 65.6% | 66.6% |

(2) 程度別状況

程度別の状況を見ますと、特に軽度の知的障害者の増加率が高くなっています。



※各年の3月末現在の人数による。

施設入所等の状況

平成26年3月末現在の施設入所状況は、生活介護128人、施設入所支援47人となっています。

3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳について

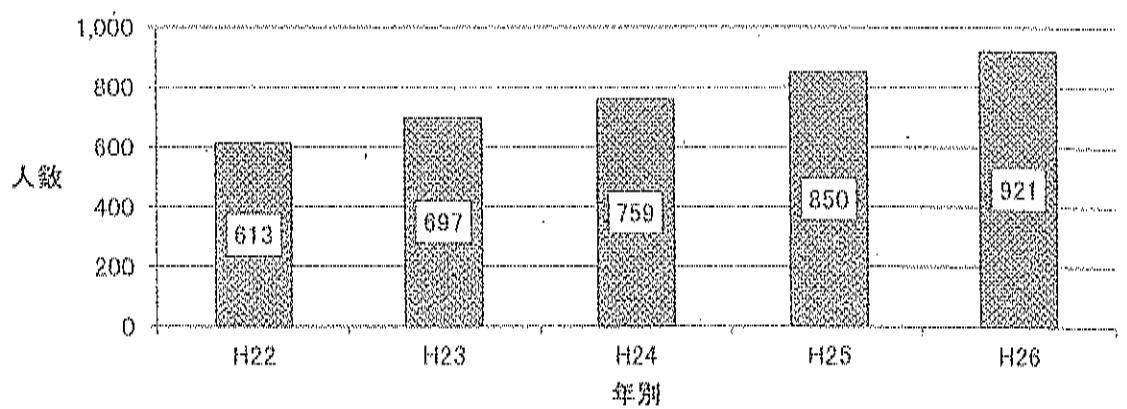
精神障害者保健福祉手帳は精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。

精神保健福祉手帳は市町村が申請受付を行い、医師の診断書や障害年金の等級に基づき、千葉県が1級から3級の手帳を交付します。

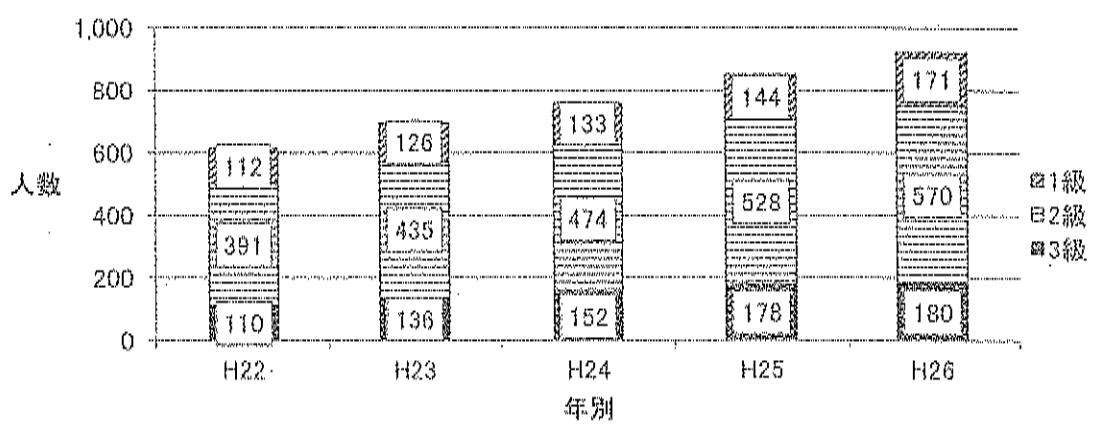
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び程度別状況

平成26年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は921人となっており、前年比71人の増加となりました。

精神障害者保健福祉手帳所持者数



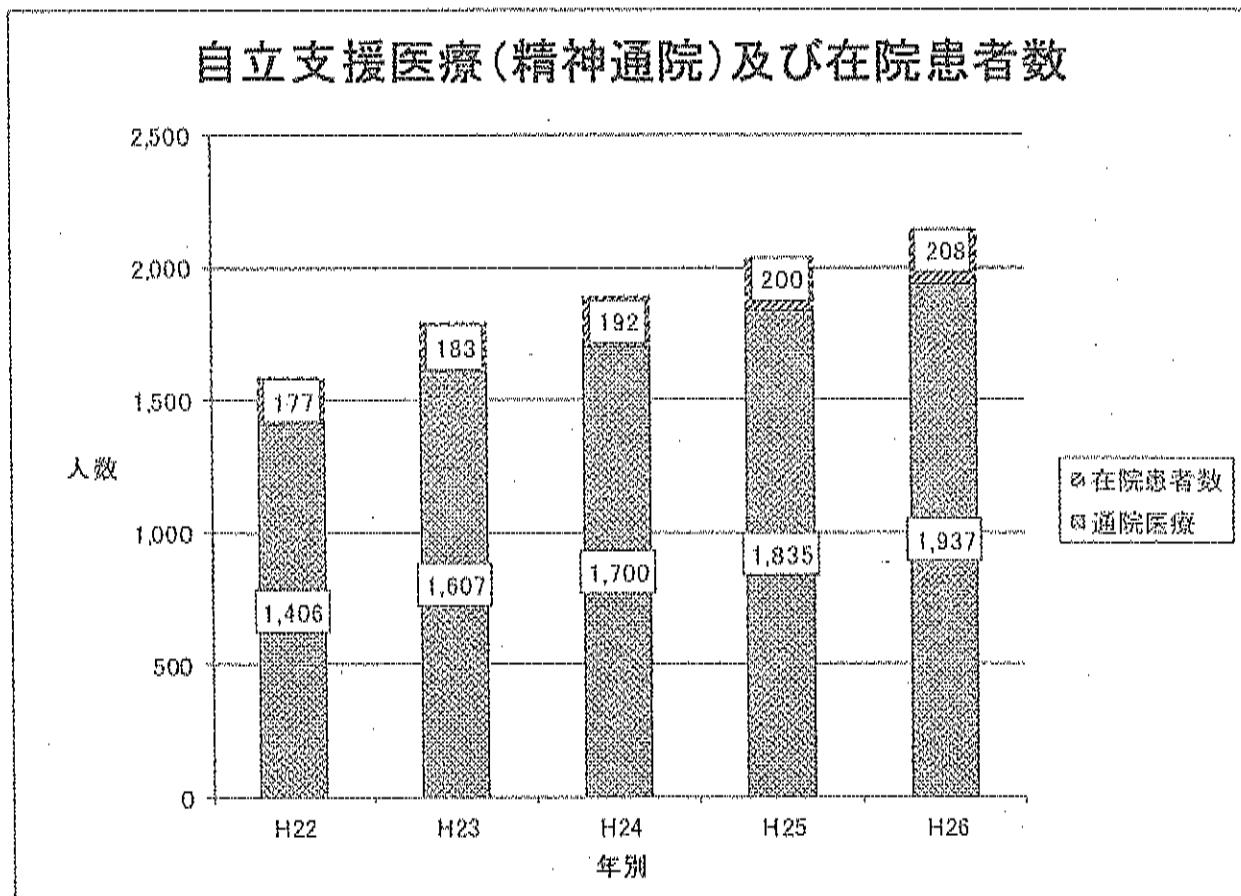
精神障害者保健福祉手帳程度状況



(2) 自立支援医療（精神通院）・在院患者

平成26年3月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は1,937人となっており、前年比102人増加となりました。

在院（入院）患者数は、近年では110人前後で推移しています。



※自立支援医療（精神通院）受給者数は、各年の3月末現在の人数による。

※在院（入院）患者数は、各年の6月30日現在の人数による。

※平成26年の在院（入院）患者数については、過去3年間の平均値により算出しました。

4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である平成27年度から平成32年度までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおりと推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値とし掲載しています。

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 | 172,000 | 174,000 | 176,000 | 178,000 | 179,000 | 181,000 |
| 身体障害者 (手帳所持者) | 4,332 | 4,409 | 4,486 | 4,563 | 4,640 | 4,717 |
| 知的障害者 (手帳所持者) | 833 | 878 | 923 | 968 | 1,013 | 1,058 |
| 精神障害者 (手帳所持者) | 998 | 1,075 | 1,152 | 1,229 | 1,306 | 1,383 |
| 精神障害者 (通院・入院) | 2,286 | 2,427 | 2,568 | 2,709 | 2,850 | 2,991 |

※人口は、各年の4月1日現在の数による（後期基本計画に基づく）。

※障害者数は、各年3月31日現在の人数による。

※身体障害者の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（77人）を毎年加算して積算。

※知的障害者の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（45人）を毎年加算して積算。

※精神障害者（手帳所持者）の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（77人）を毎年加算して積算。

※精神障害者（通院・入院）の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（133人）を毎年加算して積算。

なお、各障害者手帳所持者数については、特別な増減の要因が無いことから、平均増加数を加算したものである。

第3章 障害者福祉施策の現状と課題

平成27年度から始まる第5次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画を策定するにあたり、国の第4期障害福祉計画の基本指針において示されたP D C Aサイクルの導入により、平成25年12月から平成26年1月にかけてアンケート調査を実施しました。

また、当事者や障害者団体との意見交換の場を年数回設定し、意見を聞くことにより、第四次障害者計画について次のように評価します。

1 施策分野の評価と主な意見

(1) 啓発・広報の充実

障害者の自立と社会参加を促進し障害者に対する理解と認識を深めてもらうため、市民まつりや障害者週間等のイベントを開催し、障害者理解を深める機会を設けましたが、障害者団体からは、より一層の障害者に対する理解促進と偏見を無くしてほしいといった意見が出されています。

(2) 生活支援サービスの充実

市内においては、精神障害者に対するグループホームに比べ知的障害者が利用できるグループホームの整備が進まず少ない状況です。

障害者が生まれ育った地域で親亡き後も安心して生活できるグループホームや入所施設の整備を希望する意見があります。

また、悩み事や困りごと、障害者に対する虐待などの問題に対応できる身近な相談機関の整備について要望が出ています。

(3) 生活環境の整備

東日本大震災の経験から、学校区ごとの避難所マニュアル作成が行われましたが、障害者団体からは「災害時の障害特性に合った避難所の確保」、「避難所での聴覚障害者への理解」、「自治会による地域の中での障害者支援体制」などの意見が出ています。

(4) 子育て・教育の充実

つばさ学園が中心となり就学前の児童が通所する障害児通所支援や児童デイつばさ、専門的な相談支援を行う療育相談事業や幼児ことばの教室等の障害児の早期療育を実施してきました。

また、放課後等デイサービスを実施する施設も3カ所設置され充実されてきました。

「保育所、幼稚園での障害児の受け入れ」、「統合保育を実施する保育所の充実」、「障害児に対する社会の理解の促進」、「障害の害の字のひらがな表記について」意見が出ています。

(5) 就労支援・雇用の促進

障害者優先調達推進法により障害福祉施設からの物品及び役務の調達することで、障害者の賃金向上に取り組みましたが、依然として障害者の工賃についでは低い状況があります。

また、障害者の一般就労については、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%となりました。

平成24年6月1日現在における流山市の雇用率は1.21%であったが、平成25年6月1日現在では1.36%となり、雇用率が少なからず上昇していることから景気の回復が伺えます。

障害者雇用率

(平成25年6月1日現在)

| 区分 | ハローワーク 松戸管内 | 流山市 | |
|----------------------------|------------------|-------|------|
| 雇用率対象企業数（常用労働者50人以上の企業数） | 255 | 25 | |
| 法定労働者数 | 46,386.5 | 3,565 | |
| 雇用率（障害者数（A）／法定労働者数×100） | 1.49% | 1.36% | |
| 法定雇用率達成企業数 | 83 | 11 | |
| 法定雇用率未達成企業数 | 172 | 14 | |
| 法定雇用率達成企業割合 | 32.5% | 44% | |
| 障 害 者 の 内 訳 | 重度の身体障害者数（×2人） | 103 | 14 |
| | 重度以外の身体障害者数 | 189 | 12 |
| | 重度の知的障害者数（×2人） | 28 | 1 |
| | 重度以外の知的障害者数 | 131 | 2 |
| | 重度身体障害者数（短時間労働者） | 14 | 1 |
| | 重度知的障害者数（短時間労働者） | 4 | 0 |
| | 精神障害者数 | 24 | 2 |
| 精神障害者数（短時間労働者・×0.5） | 71 | 1 | |
| | 合 計（A） | 689 | 48.5 |

資料：松戸公共職業安定所

<用語説明>

- 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました。民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%
- 法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数。
- 雇用率を得るために人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。（短時間労働者を除く）

● 障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

(6) 保健・医療の充実

障害児・者の医療費助成制度である自立支援医療（身体障害者・知的障害者に対する更生医療、精神障害者に対する精神通院医療、障害児に対する育成医療）において、県の事務であった育成医療が権限移譲により市事務となりました。

精神障害者を抱える家族からの要望により、精神障害者入院医療費助成制度を整備し実施しました。

障害児・者が病院にかかったときにスムーズに受診ができるようを作成された「受信サポート手帳」の普及啓発に対する意見があり、医師会懇談会において説明を行いました。

(7) 情報・コミュニケーションの促進

聴覚障害者からの要望に応え、手話通訳士を週3日設置しました。また、身体障害者福祉センターにおいて手話通訳士及び要約筆記奉仕員の養成に取り組んできました。

「手話通訳士を週5日間の設置」、「聴覚障害やに対する緊急通報システムの導入」等の意見が出ています。

2 移動手段の利用状況

移動手段の確保

| 区分 | | 平成21 年度 | 平成22 年度 | 平成23 年度 | 平成24 年度 | 平成25 年度 |
|------------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 福祉タクシー | 利用者数 | 1,077人 | 1,124人 | 1,105人 | 1,093人 | 1,125人 |
| 利用券 | 支給枚数 | 32,630枚 | 35,072枚 | 33,912枚 | 32,817枚 | 32,896枚 |
| 自動車 燃料費 助成 | 利用者数 | 1,072人 | 1,011人 | 1,120人 | 1,147人 | 1,175人 |
| | 支給 | 249,4150 | 264,8400 | 272,2950 | 271,7750 | 271,7130 |
| 自動車改造費 の助成件数 | | 1件 | 2件 | 3件 | 1件 | 3件 |
| グリーンバス 半額割引 | (精神保健福祉手帳所持者含む) | | | | | |

資料：障害者支援課

<評価>

年々増加傾向にある障者手帳所持者に伴い、福祉タクシー利用者数の増減はあるものの微増傾向にあります。また、自動車燃料費助成については、精神障害者の増加に伴い利用者数も増えています。

3 住宅環境の状況

(1) 障害者向け市営住宅の状況

(平成26年3月末現在)

| 団地名 | 特目住宅区分 | 建築年度 | 構造 | 戸数 | 間取り |
|-------------|-----------|--------|------|----|-----|
| 柳田団地 1号棟 | 身体障害者向け住宅 | 平成元年度 | 耐火5F | 2戸 | 3DK |
| 大橋団地 3号棟 | 身体障害者向け住宅 | 平成6年度 | 耐火4F | 1戸 | 3DK |
| 大橋団地 4号棟 | 身体障害者向け住宅 | 平成7年度 | 耐火3F | 1戸 | 3DK |
| 三輪野山 団地 | 身体障害者向け住宅 | 平成15年度 | 耐火4F | 2戸 | 3DK |
| 西初石 団地 | 身体障害者向け住宅 | 平成17年度 | 耐火4F | 3戸 | 2DK |

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

| 区分 | 平成21 年度 | 平成22 年度 | 平成23 年度 | 平成24 年度 | 平成25 年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 高齢者等住 宅改修費助 成件数 | 47 | 52 | 40 | 42 | 43 |

資料：高齢者生きがい支援課・障害者支援課

<評価>

内容としては、介護を要する高齢者の増加に伴い、住宅改善（リフォーム）が多くなっていますが、件数としては年間50件前後で推移しており、今後もその状態で推移するものと思われます。

4 特別な支援を要する児童・生徒の状況

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

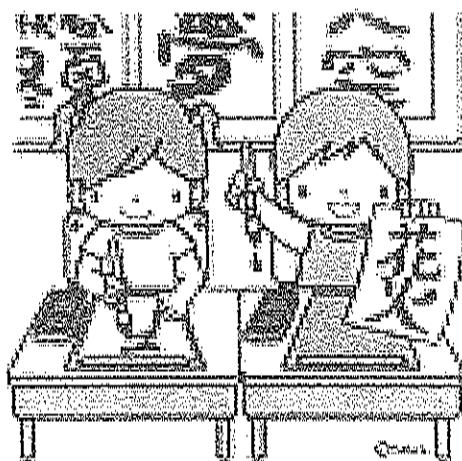
平成26年5月1日現在

| 区分 | | 聴覚障害 | 肢体不自由 | 知的障害 | 病弱 | 合計 |
|-----|-----|------|-------|------|----|----|
| 小学校 | 1学年 | 0 | 2 | 7 | 0 | 9 |
| | 2学年 | 1 | 2 | 7 | 0 | 10 |
| | 3学年 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| | 4学年 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| | 5学年 | 2 | 3 | 5 | 0 | 10 |
| | 6学年 | 1 | 3 | 6 | 0 | 10 |
| | 小計 | 4 | 10 | 36 | 0 | 50 |
| 中学校 | 1学年 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| | 2学年 | 0 | 0 | 8 | 1 | 9 |
| | 3学年 | 1 | 3 | 5 | 1 | 10 |
| | 小計 | 1 | 3 | 19 | 2 | 25 |
| 合計 | | 5 | 13 | 55 | 2 | 75 |

(2) 特別支援学級在籍者数

| 区分 | | 在籍者数 |
|-----|-----|------|
| 小学校 | 1学年 | 25 |
| | 2学年 | 23 |
| | 3学年 | 22 |
| | 4学年 | 23 |
| | 5学年 | 23 |
| | 6学年 | 15 |
| | 小計 | 131 |
| 中学校 | 1学年 | 20 |
| | 2学年 | 23 |
| | 3学年 | 13 |
| | 小計 | 56 |
| 合計 | | 187 |

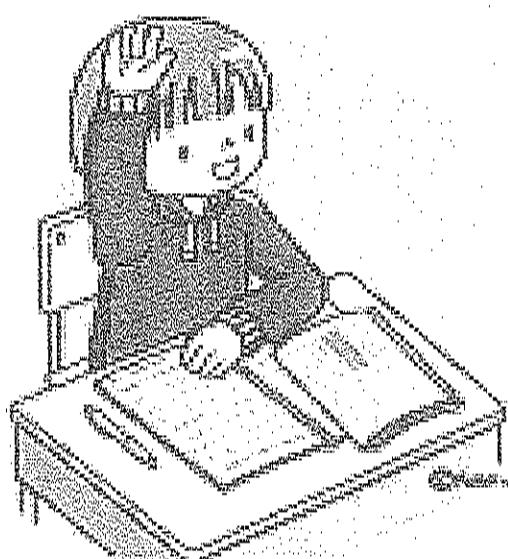
※小学校の在籍者数は、知的障害、言語障害、情緒障害を含む



(3) 通級による指導を受けている児童数

| 区分 | | 言語障害 | 情緒障害 | 学習障害・ADHD | 難聴障害 |
|-----|-----|------|------|-----------|------|
| 小学校 | 1学年 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| | 2学年 | 22 | 1 | 1 | 1 |
| | 3学年 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| | 4学年 | 4 | 0 | 3 | 1 |
| | 5学年 | 4 | 1 | 1 | 0 |
| | 6学年 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| | 小計 | 51 | 6 | 8 | 3 |
| 中学校 | 1学年 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | 2学年 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 3学年 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | 小計 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 合計 | | 51 | 14 | 8 | 3 |

資料：学校教育課



5 流山市の今後取り組むべき主な課題とポイント

第3章の1施策分野の評価と主な意見と、平成25年12月から平成26年1月にかけて実施したアンケート調査、また、流山市が計画する障害福祉サービス充実のために、平成26年4月4日付で流山市福祉施策審議会から答申された「流山市福祉手当の見直しについて（答申）」の内容に基づき、今後市が取り組むべき課題について次のように定めました。

＜課題と対応について＞

(1) 居住の場の充実

第5次障害者計画では、②誰もが、④その人らしく、⑤地域で暮らすことができることを基本に、障害者が安心して生まれ育った地域で生活できる施策を進める必要があります。その基礎となるのがグループホーム等の住まいの場の整備です。

障害を持った子の親亡き後の不安解消のために、重度障害者のためのグループホーム等の整備と充実を図る必要があると考えます。

また、合わせてグループホーム利用者に対する家賃補助制度、運営費補助制度の継続とグループホームの質的・量的な充実を進めます。

(2) 相談・権利擁護体制の確立

障害者が地域の中で安心して生活していくためには、悩みや不安を抱えた時、身近な場所で気軽に相談できる相談場所が必要となります。こうした悩みや体制の整備を図ります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されたことから、同法による権利擁護活動を円滑に実施するため、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止体制の確立を図ります。

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月1日施行に向けて対応が必要と考え、計画に位置付けることにしました。

(3) 災害時における障害のある人への支援体制の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの障害者が被災しました。避難所での情報保障や心のケア、避難所における受け入れ体制の整備など、改めて様々な課題が浮きぼりになったところです。障害者に対するアンケート調査や、被災地の事例収集から得られた課題を整理したうえで、災害時にそなえる支援体制の整備等について、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い流山市においても、「流山市地域支え合い活動推進条例」の制定も含め取り組んでいることから、併せて計画に盛り込むこととしました。

(4) 相談支援体制の整備・充実

第5次障害者計画では、障害者の地域生活の実現を目指し、障害者の皆さんが、地域の中でより身近に、無料で相談できる事業所を市内3カ所設置し、地域での生活支援の充実を図ることとしました。

(5) 障害児のための施策の展開

平成23年度に行われた障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害児施設のうち、入所による支援を行う施設は「障害児入所施設」（県実施）と、通所による支援を行う施設は「児童発達支援センター」（市町村実施）にそれぞれ分類されました。支援の内容についても再編されたことから、特に「児童発達支援センター」の設置と充実について、法改正を踏まえた施策の見直しを行いました。

(6) 就労支援の充実

障害者総合支援法で規定される就労移行支援や就労継続支援等の訓練等給付事業や地域活動支援センターⅢ型等の一般に「福祉的就労」と呼ばれる就労活動においては、障害者の工賃水準が極めて低い状況にあります。

国の第4期障害福祉計画の基本指針において、福祉から一般就労への移行促進の数値目標が示されています。また、県が実施する障害者の雇用拡大、工賃改善を目的とする「ちば工賃向上チャレンジプラン」の活用等、福祉施設での工賃改善についてしていく必要があります。

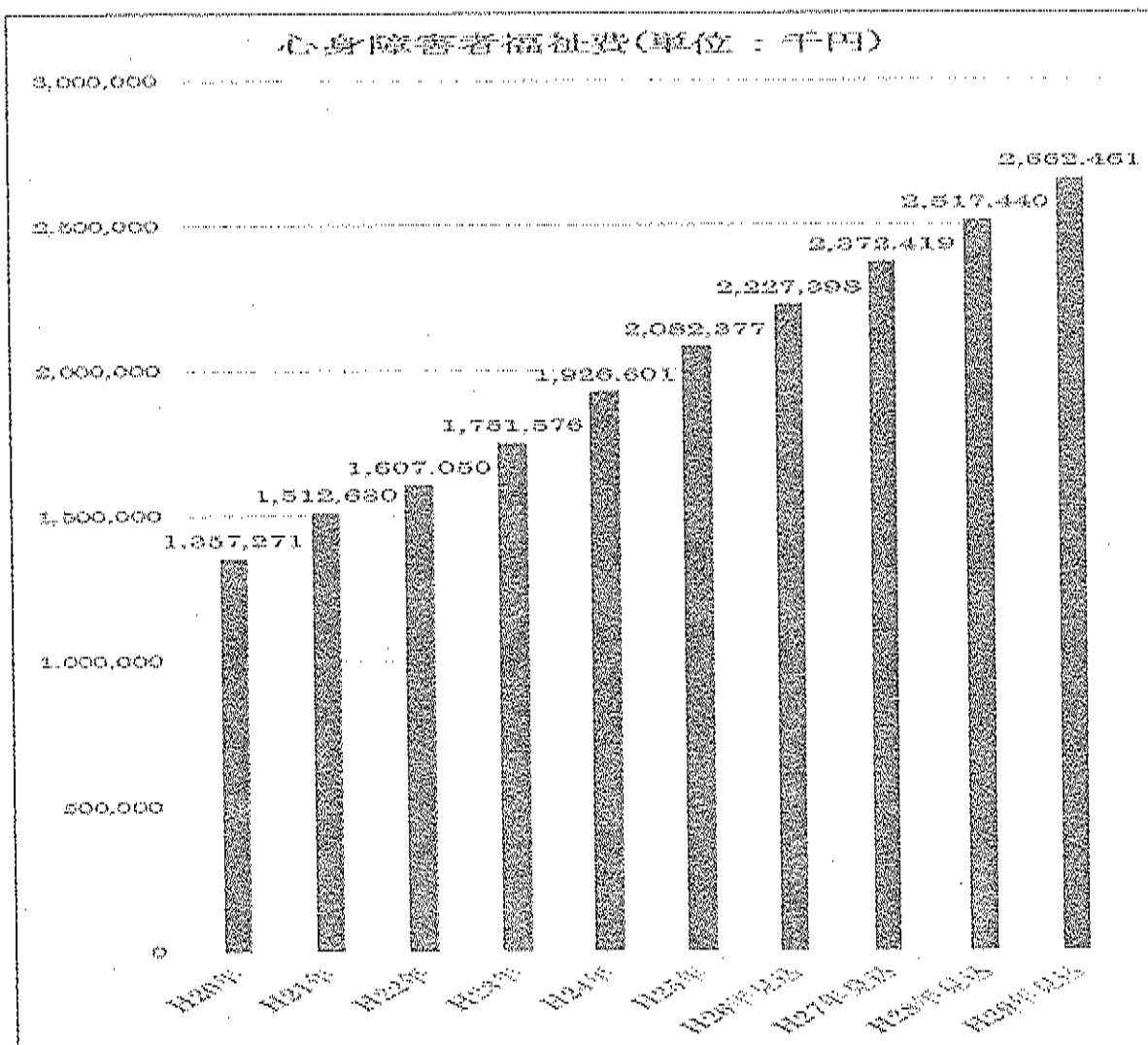
6 心身障害者福祉費の推移と推計

本計画策定にあたり、今後流山市が重点的に取り組む障害福祉サービスの充実のために必要となる心身障害者福祉費について、次のように予測しています。

平成20年度1,357,271千円から平成25年度2,082,377千円と5年間で725,106千円の増加となっています。

今後、年平均145,021千円の増加になると予測します。

| | |
|----------|------------|
| 平成20年度実績 | 13億5,700万円 |
| 平成25年度実績 | 20億8,200万円 |
| 平成29年度見込 | 26億6,200万円 |



※心身障害者福祉費は、障害者福祉全般に係る経費で主に次の項目が含まれます。

(1) 障害者の支援に要する経費

重度障害者自動車燃料費助成、福祉タクシー利用助成、グループホーム入居者家賃補助、重度心身障害者医療費助成、障害者一時介護料助成、児童ことばの相談室運営事業、精神障害者入院医療費助成、心の相談事業、通所交通費助成等。

(2) 手当の支給に要する経費

福祉手当等、特別障害者手当、障害児福祉手当。

(3) 障害者総合支援法によるサービスに要する経費

① 障害者自立支援給付費。

介護給付費・訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費等。

② 障害者地域生活支援事業。

地域活動支援センター事業、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、運転免許、自動車改造、日常生活用具給付費等。

③ グループホーム等運営費補助。

④ 身体障害者デイサービスセンター事業。

(4) 就労支援センターに要する経費

障害者の就労に関する相談や、職場定着のための支援を行う流山市就労支援センターの運営事業に係る経費。

(5) 身体障害者福祉センターに要する経費等

身体障害者に対し実施している、料理講座、手芸講座、カラオケ等の創作活動。点訳講座、手話通訳養成講座、要約筆記養成講座、知的障害者ガイドヘルパー養成研修、精神障害者ヘルパー養成研修等の養成講座。パソコン講座等の社会適応講座。リハビリ、音楽講座、言語訓練等の機能回復訓練等の各種講座について、流山市が設置し、事業運営を委託している流山市身体障害者福祉センターに係る経費。

7 障害福祉サービスに対する財源の重要性

障害福祉サービスは、障害者の生活を支える上で必要不可欠なものであり、障害福祉制度の根幹をなすものです。障害福祉サービスについては、国や県での改正が毎年のようにあり、そうした変革に遅延なく対応し、サービスを提供することが必要です。

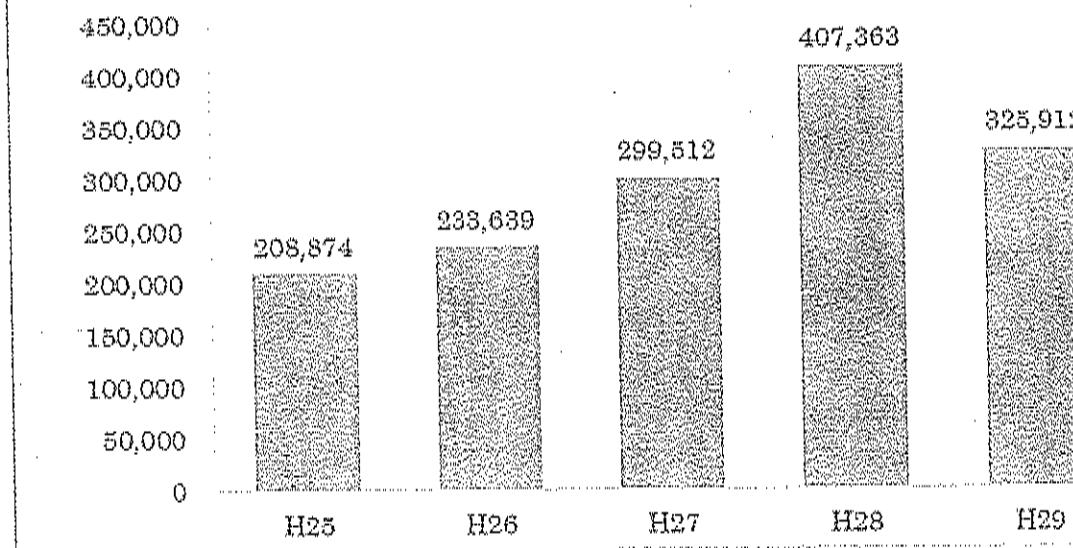
障害福祉サービスを利用することで、障害者の方が地域の中で生活できる仕組みを構築し、持続可能な制度の維持と今後も多様化するニーズに対応することが重要となり、今後、市が重点的に取り組む施策や増え続けるサービス支給量の増加が見込まれます。

主な事業としては、グループホームの整備、相談支援体制の強化・充実、重度障害者医療費助成制度の充実（現物給付化への対応）、意思疎通支援の充実、児童発達支援センターの整備・充実等があります。

今後、市が負担する費用の增加分として、平成25年度実績では208,874千円であったものが、平成26年度は約233,639千円見込まれ、また平成27年度から平成29年度の3年間で約406,165千円の負担が見込まれます。

引き続き厳しい財政状況の中、今後も障害者に対して必要なサービス支給量を確実に確保するために、より良い障害者福祉サービスを確立し、この計画を実行性のあるものにするため、必要な財源を確保する必要があります。

■今後、市が負担する増額見込分（単位：千円）



第4章 計画の目標

1 計画の基本理念

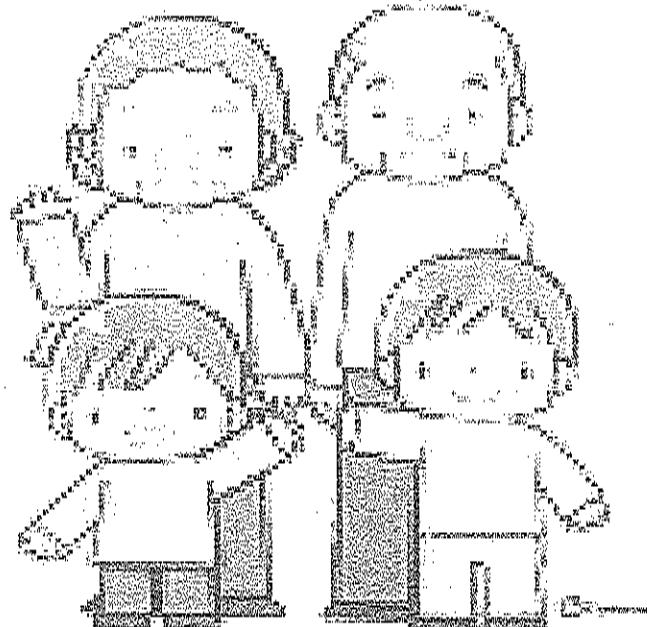
障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち～流山」を基本理念とします。

本計画では障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、発達障害者、高次脳機能障害者、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含みます。



2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

- ①障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
 - ②まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
 - ③インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。
 - ④障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。
 - ⑤地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。
-

(2) 生活支援サービスの充実

- ①地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。
- ②安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
- ③障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
- ④障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。
- ⑤在宅での生活の充実を図るため、各種手当てなどの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。
- ⑥自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるよう、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。
- ⑦地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。

(3) 生活環境の整備

- ①障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
 - ②高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。
 - ③災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。
-

(4) 子育て・教育の充実

- ①成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
- ②障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。
- ③児童福祉法第7条に規定される児童発達支援センターを整備し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機関として位置づけ、障害児通所支援として、児童福祉法第6条に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行います。
- ④流山市子ども・子育て支援事業計画において、③の規定について整合性のあるものを位置付けるものとします。



(5) 就労支援・雇用の促進

- ①自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるよう、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
 - ②就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
 - ③障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等からの物品の調達に積極的に取り組みます。
-

(6) 保健・医療の充実

- ①母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。
 - ②日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。
 - ③在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。
 - ④障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。
 - ⑤重度障害者医療費助成制度の現物給付化を実現します。
-

(7) 情報・コミュニケーションの促進

- ①障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。
- ②視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。
- ③手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念

共に生き、共に築く、私たちのまち—流山

施策分野

主要課題

(1) 啓発・広報の充実

- ①啓発活動の充実
- ②交流機会の拡充
- ③広報活動の充実
- ④福祉教育の推進
- ⑤地域福祉の推進

(2) 生活支援サービス
の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②権利擁護の推進
- ③文化・スポーツ活動の推進
- ④在宅福祉サービスの充実
- ⑤日中活動の場・住まいの場の充実
- ⑥地域生活への移行支援

(3) 生活環境の整備

- ①道路・交通のバリアフリー化の促進
- ②公共施設等のバリアフリー化の推進
- ③防災、防犯対策の推進

(4) 子育て・教育の
充実

- ①保育、就学前教育の充実
- ②学校教育の充実
- ③つばさ学園の充実

(児童発達支援センター)

(5) 就労支援・雇用の
促進

- ①就労や雇用の場の確保
- ②就労施設利用者の支援

(6) 保健・医療の充実

- ①健康都市宣言・健康づくりの推進
- ②医療福祉サービスの充実

(重度障害者医療費の現物給付化等)

(7) 情報・コミュニケ
ーションの促進

- ①I T利用の推進
- ②手話通訳者の養成・派遣の促進
- ③要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

4 主要課題の推進

計画期間（平成27年度～平成32年度）において、施策体系中の各事業を推進します。

（1）啓発・広報の充実

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|----------|--|
| ①啓発活動の充実 | 障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進 |
| ②交流機会の拡充 | 福祉広場（市民まつり）、福祉バザーの開催 |
| ③広報活動の充実 | ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供 |
| ④福祉教育の推進 | 体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業 |
| ⑤地域福祉の推進 | ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進 |

（2）生活支援サービスの充実

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|---------------|--|
| ①相談支援体制の充実 | 相談支援事業所の配置と活用、相談体制の充実、障害者相談員の配置、中核地域生活支援センターとの連携 |
| ②権利擁護の推進 | 障害のある人もない人も共に暮らしがやすい千葉県づくり条例の普及・啓発、地域相談員の配置、成年後見制度の推進、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置 |
| ③文化、スポーツ活動の推進 | 各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進 |

| | |
|------------------|--|
| ④在宅福祉サービスの充実 | 住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給、ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実 |
| ⑤日中活動の場・住まいの場の充実 | 重度の障害者の施設支援 グループホームの整備促進 |
| ⑥地域生活への移行支援 | 施設や病院からグループホーム等への地域生活に移行促進 |

(3) 生活環境の整備

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|-------------------|----------------------------------|
| ①道路・交通のバリアフリー化の促進 | 公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備 |
| ②公共施設等のバリアフリー化の促進 | 障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化 |
| ③防災・防犯対策の推進 | 地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備 |

(4) 子育て・教育の充実

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|--------------|--|
| ①保育、就学前教育の充実 | つばさ学園の充実、児童相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実 |
| ②学校教育の充実 | 特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・A D H D・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化 |
| ③つばさ学園の充実 | 早期発見・早期療育の観点から「療育相談」や「保育所等の訪問事業」、通所による指導をはじめ、ケアセンターの離れた場所で実施していた、「児童相談室」等をつばさ学園の一箇所に集中させることで、一元的な療育を実施します。 |

(5) 就労支援・雇用の促進

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|-------------|--|
| ①就労や雇用の場の確保 | 障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進 |
| ②就労施設利用者の支援 | 利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進 |

(6) 保健・医療の充実

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|------------------|-----------------------------------|
| ①健康都市宣言・健康づくりの推進 | WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進 |
| ②医療福祉サービスの充実 | 制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神入院患者の医療費助成 |

(7) 情報・コミュニケーションの促進

| 事業名 | 事業の内容及び目標 |
|-------------------|----------------------------|
| ①IT利用の推進 | 障害者用のパソコン周辺機器及び専用ソフトの利用の推進 |
| ②手話通訳者の養成・派遣の促進 | 手話通訳者の養成・派遣の促進 |
| ③要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進 | 要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進 |

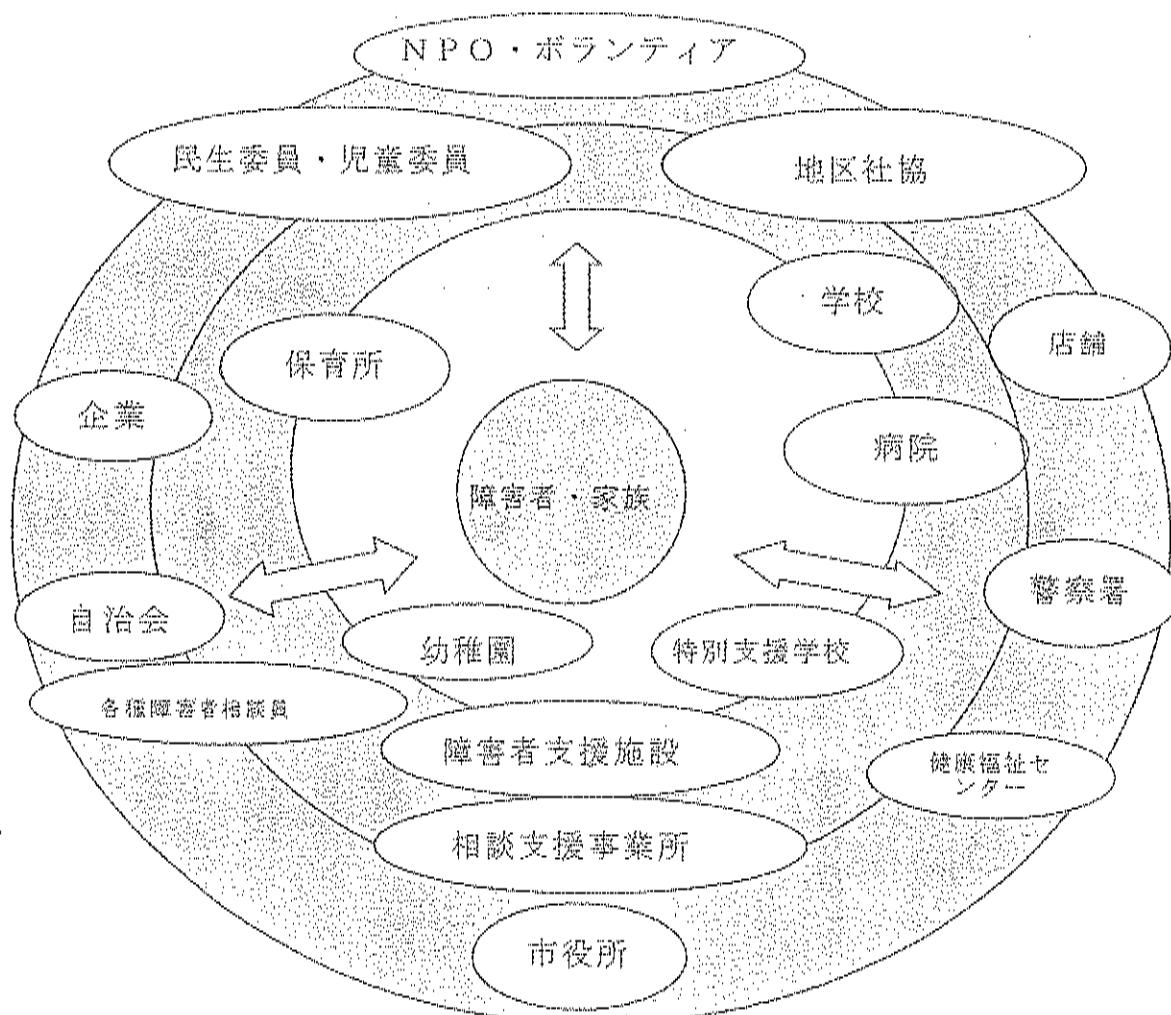
6 計画の推進

(1) ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

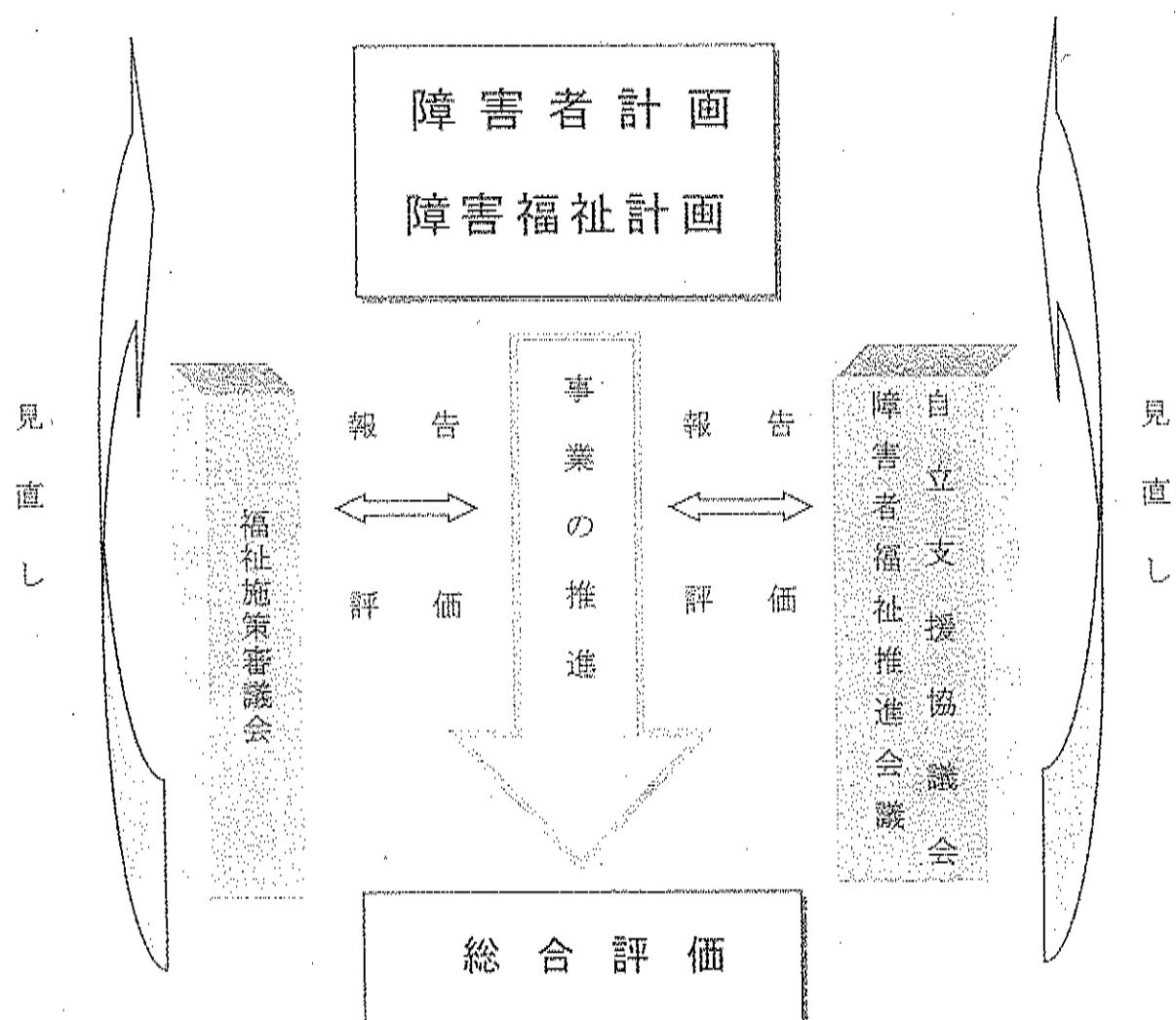
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



(2) 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議と流山市地域自立支援協議会において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



(3) 流山市地域自立支援協議会の活用

障害者総合支援法に規定された地域自立支援協議会において、障害者が地域で暮らすため、生活やサービス面での課題を検討し、解決に向けて話し合いを行います。地域において障害者を支える関係機関とネットワークの構築を図り、流山市の障害福祉の向上を目指します。

全体会：全委員による協議の場（年2回）

専門部会：流山市地域自立支援協議会では、4つの専門部会を設置し、専門的に課題検討と協議を行い全体会に報告します。（月1回から必要に応じて開催）

| 各専門部会 | 概要 |
|-----------|---|
| ①相談支援部会 | 相談支援体制の整備、地域課題の整理・提言、相談機関の役割と分担、各相談機関の相談技術のスキルアップ、個別会議（ケース会議）の開催等の役割を担う。 |
| ②地域生活支援部会 | 障害者の「居住」のサポート、地域生活移行、退院の促進、ボランティアの活用、児童・民生委員との連携、地域住民への啓発等の役割を担う。 |
| ③就労支援部会 | 就労支援体制づくり、就労に関する障害福祉サービスと日中活動系も含め広い範囲で障害者の「働く」等言うテーマを基に検討、就労関連の諸制度についての役割を担う。 |
| ④権利擁護部会 | 障害者虐待、障害者の権利擁護に関する制度、成年後見人制度、障害者差別についての役割を担う。 |

(4) 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

